

令和4年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和4年2月14日

佐々木(正)委員

公明党、佐々木です。

先行会派の質問にもありましたけれども、国の基本的対処方針につきましては、以前から県は、オミクロン株に対応した方針にするようにという要請を再三しているということも認識はしております。今、その要請をしているにもかかわらず、そういう動きがなかなか進まないという状態になっているという認識をしておりますが、県がこれまで国に基本的対処方針を、株が変異しているわけですから、変更するように求めているという理由について、確認の意味で教えていただきたいと思います。

危機管理防災課長

現在の基本的対処方針は、従来のデルタ株を想定したもので、オミクロン株の対応になっておらず、仮に今後、緊急事態宣言に移行となつた場合、今の対処方針では、厳しい行動制限をお願いすることになります。

現下の感染状況に応じた有効な対策を講じるためには、社会機能の維持と重症化リスクの高い人を守ることに重点を置いた発想の転換を行い、現在の対策を早急に見直す必要があると考えております。そのため、本県はオミクロン株の特性を踏まえた効果的な対策を、専門家の意見も踏まえた形で検討し、基本的対処方針に位置づけるよう繰り返し国に求めてきたものでございまして、先般の1都3県の要望でも同様の趣旨を盛り込んでおります。

佐々木(正)委員

それについては、専門家の国の議論もなかなか進んでいないような現状としますが、ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。理由がはつきりすればいいんでしょうけれども、県のほうにもその理由が、どういうことなのかというのがあまり聞こえてきていないように、そういうふうにお聞きしておりますけれども、オミクロン株はデルタ株以前の株に比べて、非常に感染力が強いと言われておりますが、その一方で、無症状とか軽症の症例が多いということで、重症化しにくいのではないかというような見解を述べている専門家も少なくないというふうに認識しています。

前回の常任委員会では、無症状とか軽症は入院せずに自宅療養が増えているという中で、防災の観点で見ると、市町村との自宅療養者の情報共有というの非常に重要だというふうに指摘をさせていただいたところであります。ですので、この方針が変わらないことには、なかなかそこに踏み込めないという県のじくじたる思いが、防災の観点からあるとは思います。県では、医療逼迫を回避するために、1月28日から、陽性が判明した県民が、医療機関にもかからなくていい、そして、市に自主療養しますという届出を提出すれば、保健所とかそういうところにも登録しなくていいというようなことで、自主療養というような仕組みを導入したということで、これは保健所とか医療機関の切迫性を考えると、負担軽減には非常にいいというふうに、私自身も思っているところではあるんですけども。

これは要するに、医療機関とか保健所を経由していないことによって、例えば配食サービスとかが受けられなくなったりとか、そういうマッチングというか、そういう絡みが必要なんじゃないかなというところがありますし、防災の観点から見ると、その情報が保健福祉の所管局にはあるけれども、くらし安全防災局の防災の観点で見ると、その情報がないというようなことを危惧するところではあります。

その上で、今回県が導入した自主療養の制度というのは、感染者が医療機関にもかからない、さっき言ったとおり保健所も経由しなくていい、しないと感染の発生届が出でないということから、感染症法上の感染者、陽性者ではないという理解でいいのか、また、市町村との情報共有はどのようになっているのか、それを確認させていただきたいと思います。また、所管は健康医療局なので、なかなか細かいところまでは答弁しにくいかもしれませんけれども、防災の観点も絡むことでございますので、把握している範囲で答弁願いたいと思います。

危機管理防災課長

委員御指摘のとおり、自主療養の仕組みというのは、新規感染者として保健所に発生届が出ない仕組みになりますので、感染症法上枠外となって、感染症法上の感染者数にはカウントされないと承知しております。

また、自主療養届は、保健所に発生届は出ない仕組みなので、現在のところ、この新たな制度により、県の健康医療局のほうで集めている個人情報については、市町村との情報共有はできていないという状態にあります。

佐々木(正)委員

昨今、風水害をはじめ、地震も全国的にも多くなってきてている中で、市町村が自主療養者の情報を知らなければ、災害発生時に、新型コロナウイルス感染症に罹患した住民として認識することが不可能だということになっちゃいますよね。そうすると、くらし安全防災局としても県民の命を守るために、個人情報をどうやって扱っていくことが必要なのかということをもっともっと議論して、国にも訴えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

それでなくても、自主療養についても、なかなか市町村、全然浸透していない、ウェブ登録を神奈川県がしてもらっていますけれども、なかなか活用できていなかつたりもして、保健所の保健師さんがウェブ登録をしたにもかかわらず、同じことをずっと1時間ぐらい聞いているというような現状も、実際に感染された御家庭の御主人から指摘を頂いたりとか、私も実際しています。

そういう中で、保健福祉の所管局の中でもそうであるのに、くらし安全防災局の防災の観点から命を守るという部分では、同じような共有をするべきだと思うんですね。これは有事ですから、感染症も有事ですから、災害と考えると、情報共有をするような仕組みを今後しっかりとつくって、お互いに協調して命を守っていく、暮らしを守っていく、こういうことをしたほうがいいと思うんですが、その辺りの取組をどう進めようとしているのか、最後にお伺いします。

危機管理防災課長

自主療養者の個人情報につきましては、県保健所所管域の首長からも、当該住民への配食サービスなど、市町村としても情報がないと対応ができないとの

声が上がっておりまして、現在、健康医療局において、県の情報公開個人情報保護審議会に諮って、市町村への情報提供が可能となるよう調整を進めていると伺っております。早ければ今月中にも審議会に諮りたいということで、鋭意調整中と聞いております。

自主療養者についても市町村へ情報提供可能になれば、現行の自宅療養者の情報と同様に市町村に情報提供して、防災部門でも活用していきたいと考えています。

また、今回の第6波が落ち着いた後には、保健所の指導の下に、自主療養者など感染者が市町村の避難所に避難してきた想定で、1月に中止になりました市町村と連携した避難所設置訓練を再度計画し、実施したいと考えております。

まだ新規感染者数は、依然として高止まりで、ピークアウトはちょっと見通せない状況ですが、引き続き各局、市町村とも連携しながら、取組を進めていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

ありがとうございます。具体的に、そういう個人情報の審議会で議論されるということなので、そこで前向きに、ぜひ情報共有できるようにしていただきたいと思いますし、県でいえば、健康医療局とくらし安全防災局の連携というのが今まさに必要だなと、こういうふうに私自身は思っております。

もし大災害、大地震が来た、首都直下等が来た場合には、もちろん医療だけでなく、自衛隊を要請したり、いろんなことをしなきゃならないわけですよね。そういうときに、そういう情報が共有されていないこと自体、私自身は物すごくよくないと思っていますので、そういう意味では、早く個人情報の取扱いについても審議しながら、有事だということを強調しながら取組をお願いして、私の質問は終わります。